

〒145-0061 東京都大田区石川町1-14-11
グリーンヒルズ大岡山102号

TEL 03-6421-8320 FAX 3728-5071
Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

J R 東 海 労 働 組 合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩

2014年
4月1日
第346号



http://www.geocities.jp/jrtoukairou/

配分交渉は対立、持ち帰り検討!

リニアのための賃金抑え込みは明らかだ!

ベア1,500円(0.48%) 夏季手当2.95ヶ月で妥結 — 2014 J R 春闘 —

本部は第27回定期中央委員会の確認にも基づき、2014 J R 春闘勝利に向けて、①基本給3,500円引き上げ、②定期昇給基準昇給額1,500円、経過年数による

「景気回復による物価の上昇、4月からの消費増税、保険料率アップなどで組合員の生活は苦しくなるばかりである。好調な業績から会社として支払い能力もある」と主張し、満額回答を強く求め

基準昇給額減額撤廃、③夏季手当3.5ヶ月、④東海道新幹線開業50周年記念の5万円分の商品券、⑤諸手当改善、⑥65歳定年制導入と54歳原則出向廃止、⑦専任社員の雇用・労働条件改善、⑧休日出勤解消と年休完全取得、⑨職場諸要求の改善等を柱とする要求を「2014年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ(『申第27号』)として、2月12日会社に提出しました。J R 東海の平成25年度第3四半期における連結決算は、純利益が前年同期比で31.9%増の2,410億円を計上、過去最高の純利益を記録しました。このような好調な業績を支えたのは、組合員の努力や協力であったことは言うまでもありません。交渉は2月19日の第1回団体交渉からスタートし、再申し入れを含め7回の団体交渉を行いました。本部は交渉の中で、「景気回復による物価の上昇、4月からの消費増税、保険料率アップなどで組合員の生活は苦しくなるばかりである。好調な業績から会社として支払い能力もある」と主張し、満額回答を強く求め

J R 北海道労組と連帯して闘うぞ! 2014春闘セミナー開催!



「しかし会社は、3月13日、第6回団体交渉で「35歳ポイントの基準内賃金を定期昇給とは別に1,500円(0.48%)引き上げる。夏季手当については支給月数を2.95ヶ月とする」と、要求を遙かに下回る回答をしました。その他の要求は、改善となる回答は何らありませんでした。会社は見解「回答にあたって」において、「中央新幹線計画をはじめとする各種

施策の着実な推進や低コスト化」と謳っているように、賃金の押さえ込みはリニア建設のためというものが浮き彫りとなりました。本部は、この回答について大なる不満を表明し、持ち帰り検討した上で、再申し入れとして同日「申31号」を提出しました。3月19日、第7回団体交渉を開催しましたが、会社の態度は変わることとはなく、全ての項目で対立しました。持ち帰り検討した結果、J R 東海ユニオンの先行妥結をはじめとする否定的現実を踏まえること以上の前進は勝ち取れないと判断し、同日2014年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求について交渉を集約し、妥結を通告しました。本部は、基準内賃金の賃上げに伴い、「組合員一律1,500円を基本給に配分すること」を要求とした「申32号」を同日提出しました。配分交渉は、3月25日と4月1日に行いました。しかし会社は、ベアを等級別に差をつけ、さらに昇格時の昇給額に配分するという回答をしました。本部は、要求とかけ離れた回答であるとして、持ち帰り検討としました。

断し、同日2014年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求について交渉を集約し、妥結を通告しました。▼基本給の3,500円引き上げ、定期昇給の基準昇給額減額撤廃と基準昇給額を51,500円、夏季手当3.95ヶ月分支給を求めてきたが、会社の回答は35歳ポイントの基準内賃金を定期昇給とは別に1,500円(0.48%)引き上げ、夏季手当は2.95ヶ月というものであった▼新入社員・賃金制度がスタートして7年が経過し、昇進試験に合格していない社員は定期昇給が1,600円になり、1,500円のベアでも3,100円しか増えないのである。これが果たして努力した者が報われているだろうか▼方や、J R 東日本のベアは、定期昇給の四分の一の平均1,635円であった。つまり、定期昇給は平均6,540円であり、ベアを入れたら8,175円の賃上げになる。その差は実に5,075円にもなり、定期昇給の格差は益々拡大していく▼昨年9月18日の記者会見で山田社長は「リニアは絶対ペイしない」と発言した。つまり赤字に転落することも示唆したのである。莫大な建設費や運営で採算が取れないれば、当然にも社員の労働条件は低下する。断じて許してはならない。

断し、同日2014年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求について交渉を集約し、妥結を通告しました。▼基本給の3,500円引き上げ、定期昇給の基準昇給額減額撤廃と基準昇給額を51,500円、夏季手当3.95ヶ月分支給を求めてきたが、会社の回答は35歳ポイントの基準内賃金を定期昇給とは別に1,500円(0.48%)引き上げ、夏季手当は2.95ヶ月というものであった▼新入社員・賃金制度がスタートして7年が経過し、昇進試験に合格していない社員は定期昇給が1,600円になり、1,500円のベアでも3,100円しか増えないのである。これが果たして努力した者が報われているだろうか▼方や、J R 東日本のベアは、定期昇給の四分の一の平均1,635円であった。つまり、定期昇給は平均6,540円であり、ベアを入れたら8,175円の賃上げになる。その差は実に5,075円にもなり、定期昇給の格差は益々拡大していく▼昨年9月18日の記者会見で山田社長は「リニアは絶対ペイしない」と発言した。つまり赤字に転落することも示唆したのである。莫大な建設費や運営で採算が取れないれば、当然にも社員の労働条件は低下する。断じて許してはならない。

袴田事件再審決定!

報告集会でJR東海労から決意表明



3月27日、袴田巖さん(78才)の第2次再審請求審が開かれ、静岡地方裁判所は「重要な証拠が捜査機関に捏造された疑いがある」として、再審開始を認める決定を下しました。また、裁判長は「拘留を続けることは耐え難いほど正義に反する」と言及し、刑と拘留

の執行停止も決定しました。この日、JR東海労は、JR総連・美世志会の仲間と共に、静岡地裁前で行われた支援行動に参加しました。そして3月30日、えん罪袴田事件「再審開始決定3・30報告集会」が静岡市で開催され、姉の秀子さんをはじめ、支援団体、弁護士、えん罪被害者など、約200名が結集しました。JR東海労は、JR総連と共に、組合員・OB8名が参加

し、袴田巖さんの再審開始決定と即日釈放の喜びを分かち合いました。弁護団の報告やえん罪被害者からの挨拶に続いて、各支援団体の発言でも紹介され、静岡地本山本委員長が今後も共に闘っていく決意を述べました。集会は、「地検の即時抗告とりやめと、ただちに再審開始し袴田さんの完全無罪判決を求めるアピール」を全体で採択し、終了しました。

田城議員 便り



京から離れた場所を訪れるようにしています。そしてローカル線に乗ることを楽しみにしています。「本当にいい景色だなあ」「これは変わった景色だなあ」と、いつも感心・感動しながら乗っています。

私は、JR Uアフガン復興支援活動で首都カブールに滞在しながら、アフガン国内はもとよりパキスタンやイランを旅することが出来ました。中国にも行きました。総じて大陸の景色は、2、3時間走ってもあまり変化はありません。それはそれで、日本にはない雄大な景色で、興味をそられる景色ではありません。一方、大陸に住む外国人にとって日本の旅は、大都市を出発して田園風景の平野部から山間部を縫うように、海岸線をなめるように走る景色の中、恐らく乗っているだけで変化に富んだ刺激的

安倍政権の暴走を許すな!

1000人委員会の集會に参加!

3月20日、東京日比谷公園野外音楽堂で「戦争をさせない1000人委員会」の出発集會が開催され、悪天候にもかかわらず約4000名の市民・労働者が結集しました。JR東海労は、JR

総連の仲間180名と共に集會に参加しました。この委員会は、安倍政権が進める集団的自衛権の解釈改憲に反対するため、各界の有識者が集まり発足したものです。委

員会は今後、戦争の道を突き進む政府の暴走を阻止するために、全国的運動を展開するとしています。当面、1千万人分の署名活動を展開します。JR総連・JR東海労は、この運動に賛同し、反戦・平和の闘いを取り組みます。署名活動は、『JR東海労指示』第64号(3月31日発信)を参照して下さい。

事故から3年、収束しない原発! 脱原発集會に参加!



「さようなら原発1,000万署名市民の会」が主催する「フクシマを忘れない! さようなら原発3・15脱原発集會」が東京・日比谷公園野外音楽堂で開催され、会場に

入りきれないほどの市民、労働者が参加しました。JR総連からは350名、JR東海労からは30名の組合員が参加しました。集会后は、デモ行進を行いました。

山本さんをJRに戻せ! 強制出向取消裁判で、山本さんが最終意見陳述



3月4日、東京地方裁判所で強制出向取消裁判第7回口頭弁論が開か

れ、山本修さんは最終意見陳述を行い結審しました。山本さん意見陳述要旨 JR東海の労働協約や就業規則には「出向期間の延長規定」はありません。私はJR東海に戻って働きたいのです。私をJR東海本体に帰して下さい。会社は、人事異動についてその都度、社員

の能力、経験、適正、希望等を勘案して、総合的に判断すると言っています。会社が、会社は帰れる職場をまじめに検討したのでしようか。私には、JR東海で働く場所が何処にもないのでしようか。出向期間の延長が「任用」で片付けられるならば、会社の都合でやりやうという放題となり、出向とい

く、JR東海に働く全社員に関わる問題です。このような中で、私は何としても「仲間のいるJR東海で定年を迎えたい」という強い思いがあります。ぜひとも裁判所におきましては、法律と社会的な公正に照らし、判決をお願いします。

訂正とお詫び 本紙第345号2面5段 誤 改憲プロジェクト 正 改憲阻止プロジェクト